禁転載複製
当日配付
試験終了後公開

D19 D20

「中央職業能力開発協会編」

令和5年度 技能検定
3級 鉄筋施工 学科試験問題
(鉄筋施工図作成作業)
(鉄筋組立て作業)

1. 試験時間　　1時間
2. 問題数　　30題
3. 注意事項

(1) 係員の指示があるまで、この表紙はあけないでください。

(2) 答案用紙(真偽法用)に検定職種名、作業名、級別、受検番号、氏名を必ず記入してください。

(3) 係員の指示に従って、問題数を確かめてください。それらに異常がある場合は、黙って手を挙げてください。

(4) 試験開始の合図で始めてください。

(5) 解答の方法(真偽法)は次のとおりです。

イ. 一つ一つの問題の内容が正しいか、誤っているかを判断して解答してください。

ロ. 答案用紙(マークシート用紙)へ解答する際は、答案用紙に記載されている注意事項に従ってください。

ハ. 答案用紙の解答欄は、試験問題の題数に応じて解答してください。解答欄は100題まで解答できるようになっています。

(6) 電子式卓上計算機その他これと同等の機能を有するものは、使用してはいけません。

(7) 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等は、使用してはいけません。

(8) 試験中、質問があるときは、黙って手を挙げてください。ただし、試験問題の内容、漢字の読み方等に関する質問にはお答えできません。

(9) 試験終了時刻前に解答ができあがった場合は、黙って手を挙げて、係員の指示に従ってください。

(10) 試験中に手洗いに立ちたいときは、黙って手を挙げて、係員の指示に従ってください。

(11) 試験終了の合図があったら、筆記用具を置き、係員の指示に従ってください。

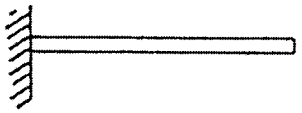
1　RC造とは、鉄骨造のことである。

2　鉄骨鉄筋コンクリート造とは、鋼製部材のまわりに鉄筋を配して、その外側に型枠を組み、コンクリートで固めた構造をいう。

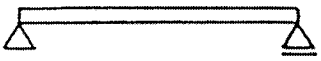
3　鋼構造は、鉄筋コンクリート造と比べて、構造体の軽量化を図れない。

4　木造建築物の基礎には、べた基礎、布基礎、独立基礎などがある。

5　次図のうち、単純梁を表しているのは、図Aである。



図A



図B

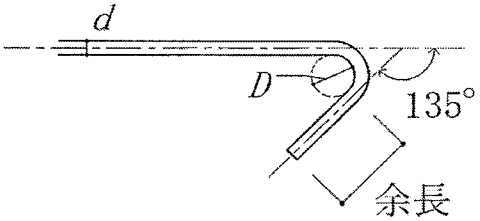
6　構造力学において、力は、その大きさ、作用点及び方向を示せば表示することができる。

7　次図の工具は、ベンダーと呼ばれている。



8　スチールテープで直角を出すときは、各辺の長さがそれぞれ3m、4m、5mの三角形を描けばよい。

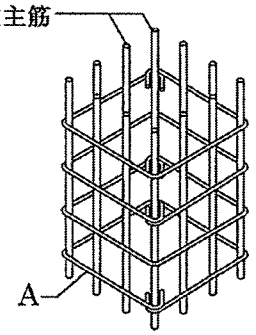
9　日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)によれば、次図のように鉄筋の末端を135°折曲げフックで加工する場合、余長は6d以上とする。



10　鉄筋の加工寸法は、突当て寸法(外側寸法)で測る。

11　鉄筋の切断や折曲げなどの加工は、常温で行う。

12　次図のAの鉄筋は、腹筋である。



13　ガス圧接継手は、重ね継手よりも鉄筋相互のあきを確保しにくく、コンクリートの充てん性が悪い。

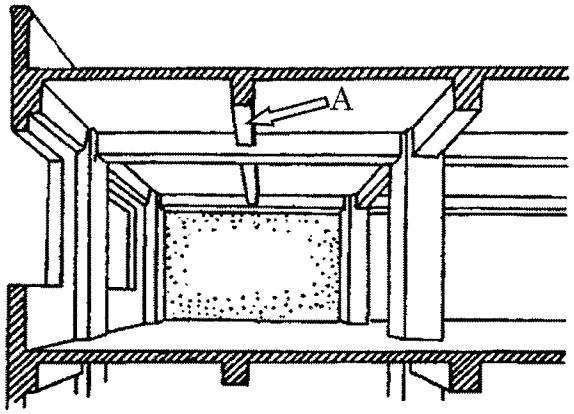
14　鉄筋のかぶり厚さは、施工する部位に関係なく同じである。

15　壁筋において、シングル配筋とは、縦筋が一重で、横筋がない配筋をいう。

16　鉄筋施工図には、組立図と部材加工図(加工帳)がある。

17　コンクリートの豆板とは、コンクリートの打継ぎ部分に生じた一体化していない継目をいう。

18　次図の鉄筋コンクリート造において、A部は、小梁である。



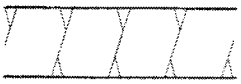
19　鉄筋コンクリート造において、鉄筋は、コンクリートのアルカリ性が失われても錆が生じるおそれはない。

20　異形棒鋼(異形鉄筋)とは、一般に、表面に節やリブが付いている鉄筋をいう。

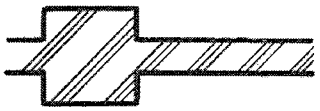
21　モルタルとは、セメント、水及び砂利(粗骨材)を練り混ぜたものをいう。

22　型枠工事に使用するせき板には、金属製のものがある。

23　日本産業規格(JIS)の建築製図通則によれば、次図は、地盤を表す材料構造表示記号である。



24　日本産業規格(JIS)の建築製図通則によれば、次図は、軽量壁一般を表す材料構造表示記号である。



25　日本産業規格(JIS)の建築製図通則によれば、長さの寸法の単位は、原則として、ミリメートル(mm)とする。

26　建築施工図において、一般に、柱はSで表す。

27　労働安全衛生法関係法令によれば、移動はしごは、すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講じたものを使用しなければならない。

28　労働安全衛生法関係法令によれば、事業者は、作業場の床面については、つまずき、すべり等の危険のないものとし、かつ、これを安全な状態に保持しなければならない。

29　労働安全衛生法関係法令によれば、事業者は、高さ又は深さが 1.5m をこえる箇所で作業を行うときは、原則として、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。

30　労働安全衛生法関係法令によれば、労働者は、作業場の清潔に注意し、廃棄物を定められた場所以外の場所にすてないようにしなければならない。